

令和3年(行ウ)第277号 行政処分取消請求事件

原告 フロントラインプレス合同会社


被告 国(処分行政庁 運輸安全委員会事務局長)


準備書面(9)

令和5年11月15日


東京地方裁判所民事第2部A e 係 御中


被告指定代理人


星 野 郁 

荒 木 真 希 子 

杉 山 勇 

片 山 英 之 

根 岸 路 

佐 藤 礼 

被告は、本準備書面において、本件対象文書①のうち不開示とされた部分について、裁判所が作成した「調査資料一式」の類型と不開示事由」に記載された分類に従い、各文書の類型、性質・種類及び不開示事由を本準備書面添付別紙のとおり明らかにする。

なお、上記別紙には、「調査資料一式」の類型と不開示事由」に記載された分類に、以下の分類を加えている。

- 1 類型①について、「口述の対象となる内容」としてbを加えた。
- 2 全ての類型を通じて、「調査等を行った関係公務員の連絡先等」としてXを加えた。

また、略語等は従前の例による。

以 上

不開示部分の特定				不開示情報				被告の主張			原告の反論	
番号 ※1	証拠番号 ※2	文書の標目	不開示箇所	不開示 情報の 類型 ※3	不開示 情報の 性質・ 種類 ※4	不開示 情報の補足 ※5	不開示事由 ※6	不開示事由の補足 ※7	類型 ※8	補足 ※9		
1	乙②1	***に関するアンケート	※1	X		聴取を行った公務員の電話番号（個人携帯）等	六号柱書					
1	同上	同上	※2	①	A	アンケート調査を受けた者の氏名、役職等	一号個人識別 五号特定者不利益					
1	同上	同上	その余	①	b B	アンケート調査の内容、回答者の回答内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因研究困難					
2	乙②2	事故に関する資料（福島海上保安部長から）	全	②	F	乗組員の氏名、遺体の状況等	一号個人識別 五号特定者不利益					
3	乙②3	鑑定書***	※	③	O	試験研究の委託先等名称、担当した者の氏名	五号特定者不利益 六号原因研究困難					
3	同上	同上	その余	③	Q	試験研究の結果	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因研究困難					
4	乙②4	電話録音メモ*** (H20.11.19)	※	①	A	口述聴取を受けた者の氏名、住所、電話番号、役職等	一号個人識別 五号特定者不利益					
4	同上	同上	その余	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因研究困難					
5	乙②5	口述メモ（第二寿和丸（探索船）*** (H20.11.1)	※	①	A	口述聴取を受けた者の氏名、住所、電話番号、役職	一号個人識別 五号特定者不利益					
5	同上	同上	その余	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因研究困難					
6	乙②6	口述メモ（第六寿和丸（探索船）*** (H20.10.29)	※	①	A	口述聴取を受けた者の氏名、住所、電話番号、役職	一号個人識別 五号特定者不利益					
6	同上	同上	その余	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因研究困難					

7	Z②7	口述メモ (第六寿和丸 (探案船) *** (H20. 10. 29))	※	①	A	口述聴取を受けた者の氏名、住所、電話番号、役職	一号個人識別 五号特定者不利益			
7	同上	同上	その余	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難			
8	Z②8	口述メモ (第六寿和丸 (探案船) *** (H20. 10. 29))	※	①	A	口述聴取を受けた者の氏名、住所、電話番号、役職	一号個人識別 五号特定者不利益			
8	同上	同上	その余	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難			
9	Z②9	口述メモ (第六寿和丸 (探案船) *** (H20. 10. 29))	※	①	A	口述聴取を受けた者の氏名、住所、電話番号、役職	一号個人識別 五号特定者不利益			
9	同上	同上	その余	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難			
10	Z②10	口述メモ (第六寿和丸 (探案船) *** (H20. 10. 30))	※	①	A	口述聴取を受けた者の氏名、住所、電話番号、役職	一号個人識別 五号特定者不利益			
10	同上	同上	その余	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難			
11	Z②11	口述メモ (第六寿和丸 (探案船) *** (H20. 10. 30))	※	①	A	口述聴取を受けた者の氏名、住所、電話番号、役職	一号個人識別 五号特定者不利益			
11	同上	同上	その余	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難			
12	Z②12	口述メモ (第十一寿和丸 (運搬船) *** (H20. 11. 1))	※	①	A	口述聴取を受けた者の氏名、住所、電話番号、役職	一号個人識別 五号特定者不利益			
12	同上	同上	その余	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難			
13	Z②13	口述メモ (第十一寿和丸 (運搬船) *** (H20. 11. 1))	※	①	A	口述聴取を受けた者の氏名、住所、電話番号、役職	一号個人識別 五号特定者不利益			
13	同上	同上	その余	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難			

21	乙②21	口述メモ (第五十八寿和丸 (網船) *** (H20. 10. 30))	※	①	A	口述聴取を受けた者の氏名、住所、電話番号、役職	一号個人識別 五号特定者不利益			
21	同上	同上	その余	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因研究困難			
22	乙②22	口述メモ (第五十八寿和丸 (網船) *** (H20. 10. 30))	※	①	A	口述聴取を受けた者の氏名、住所、電話番号、役職	一号個人識別 五号特定者不利益			
22	同上	同上	その余	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因研究困難			
23	乙②23	口述メモ (第八十二寿和丸 (運搬船) *** (H20. 10. 30))	※	①	A	口述聴取を受けた者の氏名、役職	一号個人識別 五号特定者不利益			
23	同上	同上	その余	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因研究困難			
24	乙②24	口述メモ (第八十二寿和丸 (運搬船) *** (H20. 10. 30))	※	①	A	口述聴取を受けた者の氏名、役職	一号個人識別 五号特定者不利益			
24	同上	同上	その余	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因研究困難			
25	乙②25	口述メモ *** (H20. 10. 29)	※	①	A	口述聴取を受けた者の氏名、住所、電話番号、役職等	一号個人識別 五号特定者不利益			
25	同上	同上	その余	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因研究困難			
26	乙②26	口述メモ *** (H20. 10. 29)	※	①	A	口述聴取を受けた者の氏名、住所、電話番号、役職等	一号個人識別 五号特定者不利益			
26	同上	同上	その余	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因研究困難			
27	乙②27	口述メモ *** (H20. 10. 29)	※	①	A	口述聴取を受けた者の氏名、所属	一号個人識別 五号特定者不利益			
27	同上	同上	その余	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因研究困難			
28	乙②28	乗組員名簿 (第58、6、2、11及び31寿和丸)	※	①	A	照会に対する回答として資料を提出した者の氏名等	一号個人識別			

28	同上	同上	その余	②	C	第58寿和丸及びその他の船舶の乗組員の氏名、住所、電話番号等	一号個人識別 二号法人労務管理 五号特定者不利益			
29	乙②29	質問調書(第六寿和丸(採案船)*** (H20. 9. 9, 10))	※	①	A	口述聴取を受けた者の氏名、住所、電話番号、役職、資格関係等	一号個人識別 五号特定者不利益			
29	同上	同上	その余	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難			
30	乙②30	質問調書*** (H20. 7. 3, 9, 10)	※	①	A	口述聴取を受けた者の氏名、住所、電話番号、資格関係等	一号個人識別 五号特定者不利益			
30	同上	同上	その余	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難			
31	乙②31	事故事情聴取報告書***	※1	②	C	関係者の姓	一号個人識別 五号特定者不利益			
31	同上	同上	※2	①	A	口述聴取を受けた者の氏名、役職等	一号個人識別 五号特定者不利益			
31	同上	同上	※3	②	G	第58寿和丸の構造等に係る情報	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難			
31	同上	同上	その余	①	B	口述聴取を受けた者の回答内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難			
32	乙②32	質問調書(第五十八寿和丸(網船)*** (H20. 7. 18))	※1	①	A	口述聴取を受けた者の氏名、住所、電話番号等	一号個人識別 五号特定者不利益			
32	同上	同上	※2	②	G	第58寿和丸の設計関係者の名称等	五号特定者不利益			
32	同上	同上	※3	②	C	関係者の氏名	一号個人識別			
32	同上	同上	その余	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難			

33	乙②33	質問調査(第五十八寿和丸(網船)*** (H20.7.17))	※1	①	A	口述聴取を受けた者の氏名、住所、電話番号等	一号個人識別 五号特定者不利益			
33	同上	同上	※2	②	G	第58寿和丸の設計関係者の名称等	五号特定者不利益			
33	同上	同上	※3	②	C	関係者の氏名	一号個人識別			
33	同上	同上	その余	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難			
34	乙②34	質問調査(第五十八寿和丸(網船)*** (H20.7.4))	※	①	A	口述聴取を受けた者の氏名、住所、電話番号等	一号個人識別 五号特定者不利益			
34	同上	同上	その余	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難			
35	乙②35	戸籍抄本(行方不明13人分)	全	②	F	乗組員の氏名、本籍地、生死情報等	一号個人識別 二号法人労務管理 五号特定者不利益			
36	乙②36	調査書***	全	②	C	乗組員の氏名、生年月日、資格関係等	一号個人識別 二号法人労務管理 五号特定者不利益			
37	乙②37	第五十八寿和丸乗組員配置図	※1	②	C F	乗組員の氏名、住所、役職、生死情報	一号個人識別 二号法人労務管理 五号特定者不利益			
37	同上	同上	※2	②	C	照会に対する回答として資料を提出した者の所属、役職、氏名	一号個人識別			
37	同上	同上	※3	②	G	第58寿和丸の設計関係者の名称等	五号特定者不利益			

37	同上	同上	その余	②	G	第58寿和丸の構造、乗組員の配置	二号法人ノウハウ 五号率直中立棄損 六号原因究明困難		
38	乙②38	照会回答書***	※1	①	A	照会を受けた者の氏名、FAX番号、役職	一号個人識別 五号特定者不利益		
38	同上	同上	※2		X	照会を行った公務員の電話番号等	六号柱書		
38	同上	同上	※3	①	A	乗組員の氏名、住所、電話番号、経歴等	一号個人識別 五号特定者不利益		
38	同上	同上	※4	①	A	照会に対する回答として資料を提出した者の所属、住所、役職、氏名	一号個人識別		
38	同上	同上	その余	①	b B	照会の内容、照会を受けた者の回答内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		
39	乙②39	死亡届***	※	②	C	調査に対し資料を提出した者の所属、氏名等	一号個人識別		
39	同上	同上	その余	②	C F	乗組員の氏名、本籍地、生死情報等	一号個人識別 二号法人労務管理 五号特定者不利益		
40	乙②40	第二管区海上保安本部の資料	※1	②	C	調査に対し資料を提出した者の所属、役職、氏名	一号個人識別		
40	同上	同上	※2	②	C F	乗組員の氏名、住所、役職、生死情報	一号個人識別 五号特定者不利益		
40	同上	同上	その余	②	L	第58寿和丸の捜索、乗組員の救助方法、結果、協力者に係る情報	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		
41	乙②41	捜索協力各船名簿	※	②	C	調査に対し資料を提出した者の所属、役職、氏名	一号個人識別		
41	同上	同上	その余	②	L	乗組員救助の協力者に係る情報	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		

42	乙②42	三十一寿和丸捜索状況 (FAX)	※1	②	C	調査に対し資料を提出し た者の所属、役職、氏名	一号個人識別			
42	同上	同上	※2	②	G	第58寿和丸の設計関係 者の名称等	五号特定者不利益			
42	同上	同上	その余	②	L	乗組員の救助方法、結 果、協力者に係る情報	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因研究明困難			
43	乙②43	***リスト	※	②	C	調査に対し資料を提出し た者の所属、役職、氏名	一号個人識別			
43	同上	同上	その余	②	L	第58寿和丸の捜索等の 結果	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因研究明困難			
44	乙②44	海象解析結果(京都防 災研)	開示							
45	乙②45	論文***	※1	③	M	収集した文献	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因研究明困難			
45	同上	同上	※2	③	O	試験研究を行った者の氏 名、役職等	五号特定者不利益 六号原因研究明困難			
45	同上	同上	その余	③	Q	試験研究の方法、結果	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因研究明困難			
46	乙②46	***からのメール文	※1	③	O	試験研究を行った者の氏 名、役職、電話番号等	五号特定者不利益 六号原因研究明困難			
46	同上	同上	※2		X	関係公務員のメールアドレス	六号柱書			
46	同上	同上	その余	③	Q	試験研究の結果等	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因研究明困難			
47	乙②47	論文***	※1	③	M	収集した文献	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因研究明困難			
47	同上	同上	※2	③	O	試験研究を行った者の氏 名、役職等	五号特定者不利益 六号原因研究明困難			

47	同上	同上	その余	③	Q	試験研究の結果等	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因研究困難			
48	Z②48	論文 (On Kurtosis and Occurrence . . . Freak waves)	開示							
49	Z②49	文献資料 (気象)	開示							
50	Z②50	気象庁回答書***	開示							
51	Z②51	気象庁回答書 (気象庁から横浜審判事務所)	全	①	A	関係団体の電話番号等	五号特定者不利益			
52	Z②52	気象に対する口述書***	※	①	A	照会を受けた者の氏名、役職	一号個人識別 五号特定者不利益			
52	同上	同上	その余	①	b B	照会を受けた者の回答内容、照会内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因研究困難			
53	Z②53	***計画書 (第五十八寿和丸、***	※	②	C	調査に対し資料を提出した者の所属、役職、氏名	一号個人識別			
53	同上	同上	その余	②	G	第58寿和丸及び標船の航海に係る情報	五号率直中立棄損 二号法人ノウハウ 六号原因研究困難			
54	Z②54	航海日誌 (整理したもの。2、6、11、22、31、33、82寿和丸)	全	②	G	標船の航海に係る情報	五号率直中立棄損 二号法人ノウハウ 六号原因研究困難			

55	乙②55	航海、機関日誌写し	※1	①	A	照会を受けた者の氏名、FAX番号、役職	一号個人識別 五号特定者不利益			
55	同上	同上	※2	①	b	照会の内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難			
55	同上	同上	※3	①	X	照会を行った公務員の電話番号等	六号柱書			
55	同上	同上	※4	①	B	照会を受けた者の回答内容	五号率直中立棄損 六号原因究明困難			
55	同上	同上	※5	①	A	照会に対する回答として資料を提出した者の所属、役職、氏名等	一号個人識別			
55	同上	同上	その余	②	G	停船の権利、航海に係る情報	五号率直中立棄損 二号法人ノウハウ 六号原因究明困難			

- ※1 「文書の標目」の「番号」欄記載の番号を記載して下さい。
- ※2 不開示部分のみをスミ塗りの上で、記載の証拠番号を付して提出して下さい。
- ※3 『「調査資料一式」の類型と不開示事由』の類型①ないし④を記入して下さい。
- ※4 『「調査資料一式」の類型と不開示事由』の各①記載の該当項目を記入して下さい。
- ※5 不開示情報の性質・種類に補足する事項があれば、追記して下さい。
- ※6 『「調査資料一式」の類型と不開示事由』の各②記載の該当項目を記入して下さい。
- ※7 不開示事由に補足する事項があれば、追記して下さい。
- ※8・9 類型化できる反論は類型化の上で記号のみを記入し、個別に補足があれば追記して下さい（今後、変更の可能性あります）。
- ※10 この行の記載は例示です。適宜変更して下さい。
- ※11 第2分冊以降もシート別に同様に作成して下さい。証拠番号は乙②1などと特定して下さい。